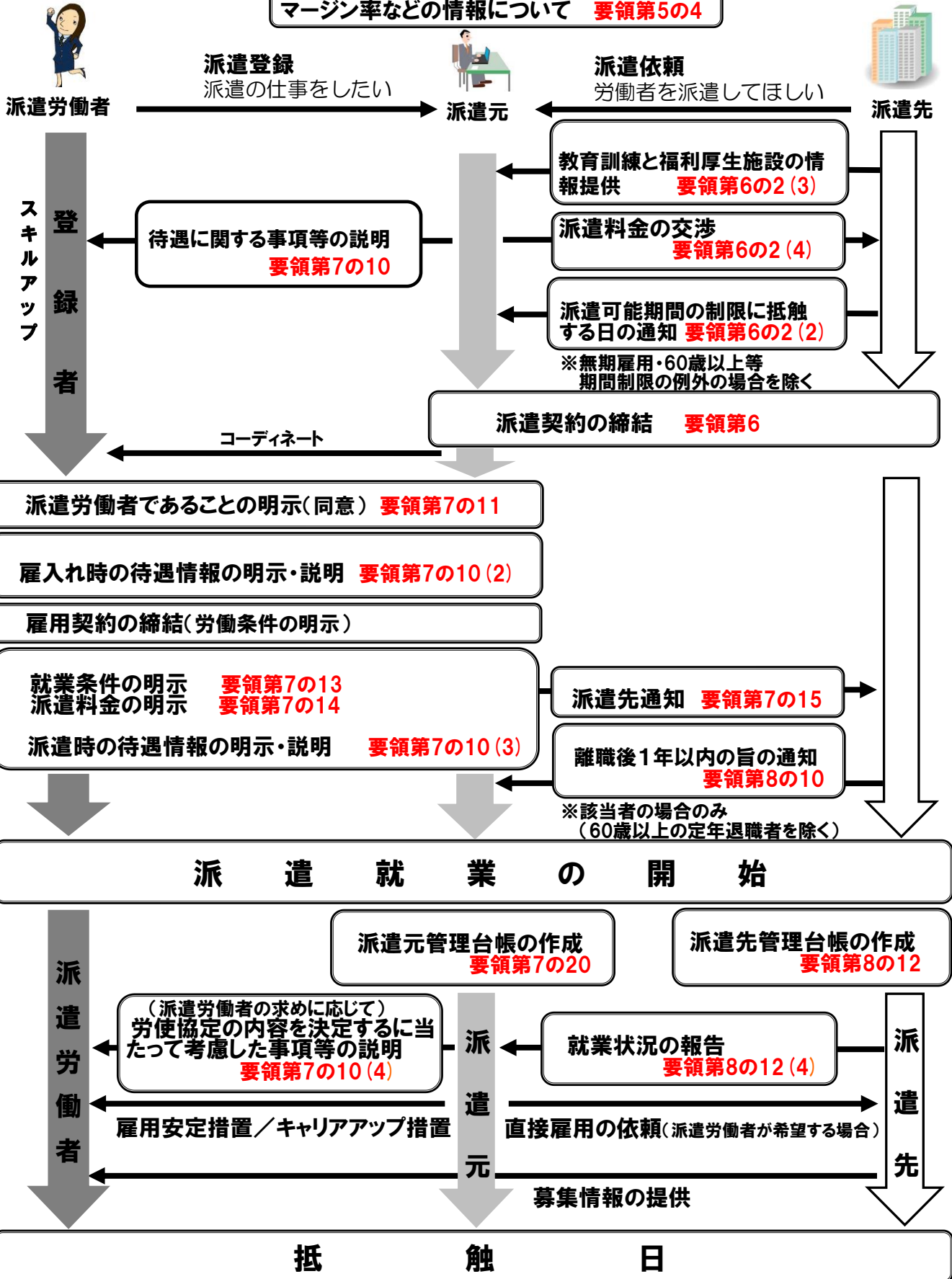


労使協定方式 要領第7の5

労働者派遣イメージフロー

派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定 要領第7の5

マージン率などの情報について 要領第5の4



※ 要領第●の●は、労働者派遣事業について厚生労働省が示している「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の説明箇所です。なお、当該要領については、厚生労働省のホームページに掲載されていますのでご確認ください。